

函館市介護保険料延滞金免除取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市介護保険条例（平成12年函館市条例第21号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定による延滞金の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(原則)

第2条 延滞金は一種の遅延利息として徴収するものであり、納期限までに納付した者との均衡を図り、かつ、納期内の自主納付を促進させるという趣旨から制度化されているものであるが、負担能力の低下等により納期限までに介護保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認められる場合において、分割納付等の措置を講ずることによってもなお支払いが困難と認められるときに延滞金の免除を行うものとする。

(免除の対象理由)

第3条 延滞金の免除の対象理由は、次の各号に掲げる理由のいずれかに該当し、かつ、延滞金の納付が困難であると認められる場合とする。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき。
- (2) 死亡、または心身に重大な障害を受け、もしくは長期入院をしたことにより、収入が著しく減少したとき。
- (3) 事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、収入が著しく減少したとき。
- (4) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する理由により著しく収入が減少したとき。
- (5) その他特別の理由があると認めるとき。

(免除の割合等)

第4条 延滞金の免除の割合は、前条に掲げる理由の程度により、別記「地税法に基づく延滞金の免除」に定めるところにより、全額または2分の1に相当する額を免除するものとする。

(免除の申請)

第5条 延滞金の免除を受けようとする者は、別記第1号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

(免除の決定通知)

第6条 市長は、前条の申請があった場合において、延滞金の免除を決定したときは、申請者に対し、別記第2号様式の通知書により通知するものとする。

(免除の却下等)

第7条 市長は、第5条の申請が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請を却下するものとする。

(1) 虚偽の申請をした場合

(2) 申請内容について、理由等を確認するための事情聴取等の調査に応じない場合

2 市長は、前項の規定により申請を却下したときは、申請者に対し、別記第3号様式の通知書により通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

地方税法に基づく延滞金の免除

「法律上当然に免除される場合」

1. 徴収猶予に基づくもの

- (1) 地方税法第15条第1項第1号（災害・盗難）
- (2) 地方税法第15条第1項第2号（病気・負傷）
- (3) 地方税法第15条第1項第5号（1号および2号に類する事実）

以上、徴収猶予した期間に係る額、全額免除
（地方税法第15条の9第1項）

- (4) 地方税法第15条第1項第3号（事業の廃止、休止）
- (5) 地方税法第15条第1項第4号（事業損失）
- (6) 地方税法第15条第1項第5号（3号および4号に類する事実）

以上、徴収猶予した期間に係る額、2分の1免除
（地方税法第15条の9第1項）

2. 換価猶予に基づくもの

- (1) 地方税法第15条の5第1項第1号（事業の継続、生活の維持困難）
- (2) 地方税法第15条の5第1項第2号（徴収上有利）

換価猶予した期間に係る額、2分の1免除
（地方税法第15条の9第1項）

3. 滞納処分の停止に基づくもの

- (1) 地方税法第15条の7第1項（滞納処分の停止）

滞納処分の停止をした期間に係る額、全額免除
（地方税法第15条の9第1項）

4. 納付期限の延長に基づくもの

- (1) 地方税法第20条の5の2（災害等による納付期限延長）

延長した期間に対応する部分の延滞金、全額免除
（地方税法第20条の9の5）

「法律上免除できる場合」

1. 徴収猶予に基づくもので、一定の要件に該当するとき

(1) 地方税法第15条第2項

(納期後1年を経過した後に納付額が確定したとき)

(2) 地方税法第15条第1項第3号～第5号(2分の1免除後の残額)

(3) 地方税法第15条第1項～第3項

(徴収猶予期間後に納付したとき)

納付または納入が困難と認められるものを限度として免除することができる(地方税法第15条の9第2項)

(4) 地方税法第20条の9の3第4項ただし書(更正の請求)

猶予した期間に係る額、2分の1免除

(地方税法第15条の9第3項)

2. 換価猶予に基づくもので、一定の要件に該当するとき

(1) 地方税法第15条の5第1項第2号(2分の1免除後の残額)

(2) 地方税法第15条の5第1項(換価の猶予期間後に納付したとき)

納付または納入が困難と認められるものを限度として免除することができる(地方税法第15条の9第2項)

3. 十分な差押等をした場合

(1) 滞納に係る徴収金の金額を徴収するために必要な財産を差押した場合

差押えされている期間に対応する部分の2分の1に相当する金額を限度に免除することができる(地方税法第15条の9第4項)

4. 納付委託の場合

(1) 地方税法第16条の2（有価証券による納付委託）

取引期日の翌日から納付または納入日までの期間に対応する延滞金を免除することができる（地方税法第20条の9の5第2項第1号）

部長	部次長	課長	主査	担当

延滞金免除申請書

年 月 日

(宛先) 函館市長

住所
氏名

下記のとおり延滞金の免除を受けたいので申請いたします。

通知書番号	年度	期別	介護保険料	延滞金	免除申請額 (延滞金)	備考
			円	円	円	

理由	

所見	

年 月 日

住所

氏名

函 館 市 長

延滞金免除決定通知書

年 月 日付けで申請のあった延滞金免除申請について、下記のとおり延滞金の免除を決定したので通知します。

通知書番号	年度	期別	介護保険料	延滞金	免除決定額 (延滞金)
			円	円	円
備 考					

問い合わせ先

不服の申立

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道介護保険審査会に審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決を受けた後、なお不服があるときは、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できませんが、次の場合は審査請求の裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことに正当な理由があるとき。

年 月 日

住所

氏名

函館市長

延滞金免除申請却下通知書

年 月 日付で申請のあった延滞金免除申請について、下記の理由により却下と決定したので通知します。

記

却下の理由

問い合わせ先

不服の申立

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道介護保険審査会に審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決を受けた後、なお不服があるときは、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できませんが、次の場合は審査請求の裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことに正当な理由があるとき。